

人権監理者について

1 概要

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会の最終報告の提言を受け、各局室区の事業について、人権の視点からの相談や内容のチェック等を行う人権監理者（課長級）及び副人権監理者（課長補佐級）（以下「人権監理者等」という。）を、少なくとも1名ずつ配置することとしている。

令和7年2月から運用を開始しており、令和8年度に各局室区長が新たに指名した人権監理者等に対して、速やかに必要な研修を実施し運用の体制を整える。

2 令和7年度 of 主な取組み

- (1) 人権監理者専門研修（4月）及びフォローアップ研修（10月）の実施
- (2) 名古屋市職員差別事象対応ガイドブック、名古屋市差別用語集の改訂（3月）

3 令和8年度 of 専門研修等概要

	人権監理者専門研修	フォローアップ研修
対象者	人権監理者等への指名初年度の者	人権監理者等への指名初年度の者
形態	対面	対面
時期	4月22日(水) 9:00～12:00 (西庁舎12階 12E会議室) 4月28日(火) 14:00～17:00 (なごや人権啓発センター) ※参加はいずれか	未定（9～10月頃予定）
内容	・人権監理者の概要説明等 ・障害者差別相談センター職員講義、当事者講話、グループワーク	・ケーススタディ、ロールプレイ等 (予定)

※人権監理者等は人権監理者専門研修を必ず受講(名古屋市人権監理者設置要綱第3条)

4 その他

- (1) 名古屋市職員差別事象対応ガイドブック及び名古屋市差別用語集については、令和8年3月27日付け通知に基づき各局室区で周知を図る。
- (2) 令和7年度に人権監理者が対応した相談記録及び発生した差別事象については、各局室区長に報告をした上で、5月11日(月)までに人権施策推進課へ提出いただくよう依頼済み(令和8年4月2日付け依頼済み)。